

報告事項 2

鳥獣保護区の期間更新等について

1 鳥獣保護区

(1) 期間更新

No.	名称	区分	所在地	面積 (ha)	更新後の存続期間	備考
22	神川 鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	神川町	318.0	令和2年11月1日から 令和12年10月31日まで	
53	川本 鳥獣保護区	希少鳥獣生息地	深谷市	16.5	令和2年11月1日から 令和12年10月31日まで	
54	東武動物公園 鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	白岡市・宮代町	47.9	令和2年11月1日から 令和12年10月31日まで	
合計			3か所	382.4		

※ 令和2年10月31日に期間満了を迎えるものを更新し、新たな存続期間を令和2年11月1日から
令和12年10月31日までとする。

報告事項 2

2 特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 期間更新

No.	名称	所在地	面積 (ha)	更新後の存続期間	備考
7	都幾山 特定猟具使用禁止区域（銃）	ときがわ町	73.0	無期限	
10	越生 特定猟具使用禁止区域（銃）	越生町・毛呂山町 鳩山町・飯能市	4,173.5	無期限	
24	腰越 特定猟具使用禁止区域（銃）	小川町	103.0	無期限	
27	県民の森 特定猟具使用禁止区域（銃）	横瀬町	68.0	無期限	
31	金尾山・風布 特定猟具使用禁止区域（銃）	寄居町・長瀬町 美里町	687.0	無期限	
33	美の山 特定猟具使用禁止区域（銃）	秩父市・皆野町	1,033.0	無期限	
43	熊谷 特定猟具使用禁止区域（銃）	熊谷市	8,933.9	無期限	
61	森林公园ゴルフ俱楽部 特定猟具使用禁止区域（銃）	寄居町・小川町	147.3	無期限	
62	井沼 特定猟具使用禁止区域（銃）	蓮田市	768.3	無期限	
93	権現堂 特定猟具使用禁止区域（銃）	幸手市・久喜市	183.5	無期限	
94	都幾川越瀬橋下流 特定猟具使用禁止区域（銃）	ときがわ町	191.0	無期限	
95	浦山ダム 特定猟具使用禁止区域（銃）	秩父市	177.0	無期限	
96	榛沢 特定猟具使用禁止区域（銃）	深谷市	18.3	無期限	
124	川島中央 特定猟具使用禁止区域（銃）	川島町	2,056.1	無期限	
125	前小屋・ニツ小屋 特定猟具使用禁止区域（銃）	深谷市	120.5	無期限	
合計		15か所	18,733.4		

※ 令和2年10月31日に期間満了を迎えるものを更新し、存続期間を無期限とするものである。

報告事項 2

(2) 区域変更

No.	名称	所在地	面積 (ha)			存続期間	備考
			変更前	変更	変更後		
122	町屋新田 特定獵具使用禁止区域（銃）	加須市	121.4	94.3	215.7	無期限	
	合計	1 か所	121.4	94.3	215.7		

鳥獣保護区等の狩猟制限区域について

1 鳥獣保護区

(1) 鳥獣保護区とは

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第28条の規定により、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められる場合に、環境大臣又は都道府県知事（※）が指定する。

なお、指定に当たっては、次の7種類に区分する。

- ① 森林鳥獣生息地の保護区
- ② 大規模生息地の保護区
- ③ 集団渡来地の保護区
- ④ 集団繁殖地の保護区
- ⑤ 希少鳥獣生息地の保護区
- ⑥ 生息地回廊の保護区
- ⑦ 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区に指定されると特別な場合を除き鳥獣の捕獲が禁止される。また、国又は都道府県は、鳥獣保護区内において、必要に応じ鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための事業を行うこととされている。

※ 環境大臣指定鳥獣保護区と都道府県知事指定鳥獣保護区

環境大臣指定鳥獣保護区

国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域を指定

県内では「渡良瀬遊水地鳥獣保護区」のみ

（茨城・栃木・群馬・埼玉の4県にまたがる2,861haのうち51ha）

都道府県知事指定鳥獣保護区

地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であって、環境大臣指定区域以外の区域を指定

(2) 埼玉県知事指定の鳥獣保護区の状況

令和元年度末現在、県内の鳥獣保護区は64か所、30,415.7haである。

【参考：県内の鳥獣保護区64か所の内訳】

① 森林鳥獣生息地	20か所	（奥秩父鳥獣保護区等）
② 大規模生息地	なし	
③ 集団渡来地	4か所	（荒川南部鳥獣保護区等）
④ 集団繁殖地	なし	
⑤ 希少鳥獣生息地	2か所	（越谷鳥獣保護区等）
⑥ 生息地回廊	なし	
⑦ 身近な鳥獣生息地	38か所	（東入間鳥獣保護区等）

(3) 鳥獣保護区の存続期間と期間更新

鳥獣保護区の存続期間は 20 年を超えることができない。ただし、20 年以内の期間を定めて更新することができる。

埼玉県では、鳥獣保護区の存続期間を原則として 10 年とし、10 年ごとに更新を行っている。

2 特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 特定猟具使用禁止区域とは

鳥獣保護管理法第 35 条の規定により、特定猟具（※）を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する必要があると認める区域を特定猟具の種類ごとに指定する。

※ 「特定猟具」とは、銃器とわな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）とされており、本県では銃器の使用禁止区域を指定している。

(2) 県内の特定猟具使用禁止区域（銃）の指定状況

令和元年度末現在、県内の特定猟具使用禁止区域（銃）は 126 か所、209,023.1ha である。

(3) 特定猟具使用禁止区域の存続期間と再指定

特定猟具使用禁止区域については、法令上、存続期間の規定がない。

埼玉県では、平成 29 年度に期間満了する区域から特定猟具使用禁止区域の存続期間を無期限とした。